

南の丘学園袋井南中学校いじめ防止基本方針

令和4年度 9月1日

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。場所は、学校の内外を問わない。（文部科学省 平成25年10月11日）であり、いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視される。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・パソコンや携帯電話（スマートフォン）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

一つ一つの行為がいじめであるかの判断は、いじめられた子どもの立場に立って判断します。

また、いじめは様々な形態があると捉え、いじめであるかを判断する際に、苦痛を表現できない場合やいじめに本人が気づいていない場合もあることから、表面的・形式的に判断することなく、その子や周りの状況等をしっかりと確認します。

(2) いじめの理解

いじめは、「どの子どもにも」「どこでも起こりうる」ものと考えます。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わない」いじめは、多くの子どもが入れ替わりながら、被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせるものだと考えます。

2 いじめ未然防止のための取組

いじめ対策の最も重要な課題は、「未然防止」です。そのためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが大切です。健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係を作るために、以下のようないじめ未然防止のための取組みをしていきます。

(1) 友人関係・集団づくり・社会性の育成

- ・互いを認め合い、生徒の居場所がある学級づくりを行う。
- ・体験活動の充実（地域学習活動・職場体験活動・福祉交流活動等）を目指す。
- ・体育大会・南風祭等の行事での集団づくり。
- ・生徒会を中心にボランティア活動を行い、地域と交流する。

(2) 4つの承認「存在・行動・意欲・成果」を中心とした人権教育の中で、自己有用感を高める。

- ・人権週間における人権学習において、いじめ問題を取り上げ、日常の学校生活への振り返りを行う。
- ・道徳の授業を中心とした道徳教育の中で、規範意識を高め、道徳的価値や道徳的実践力を

培う。

- ・「South Dream」の活動を通して、様々な人の講話を聞く中から、自分を高めたり仲間を大切にしたりする気持ちを醸成する。

(3)スクールカウンセラーや教育相談の活用

- ・生徒が安心して相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談に加え、日常的に相談できるような環境をつくる。
- ・スクールカウンセラーとの情報交換を密に行い、指導に生かす。

(4)インターネットを通じたいじめへの対応

- ・「情報モラル」、「メディアリテラシー」の講座を実施する。
- ・長期休業の前に、全校での情報モラル指導を行う。
- ・家庭と協力し、フィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作りについて考える。
- ・ネットパトロール（毎月1回）の結果を参考に、いじめや問題行動につながると思われる画像を掲載したり、書き込みを行ったりしている生徒とその保護者に対して適切な指導を行う。また、被害生徒へも適切に対応する。

(5)コロナ関連の誹謗中傷

- ・全体に事前指導を行い、もし感染者が出ても誹謗中傷は絶対にしないことを徹底する。

3 いじめ早期発見のための取組

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ていると捉え、子どもたちのわずかな変化を見つけるために、以下のような取組みをします。

- (1)いじめ実態調査（「生活を明るくする調査」）を実施する。（年3回）
- (2)学級担任を中心に、小さなことでも相談しやすい環境を作り、生徒からの情報を得られるようにする。
- (3)ハイパーQ－Uの実施により、学級、学年の実態把握や生徒理解に努め、その後の全体指導や個別支援に活用する。
- (4)教育相談を実施する。（6月、11月）
- (5)休み時間や昼休み等、教師が生徒の近くで見守り、生徒の心に寄り添う指導に努め、人間関係の把握に努める。
- (6)学級懇談会、日々の保護者との連絡等、保護者との情報を共有する。

4 いじめの早期対応のための取組

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して、組織的に対応していきます。

- (1)情報収集を綿密に行い、事実関係の把握を行う。
- (2)学級、学年、学校との連携をとり、学校全体が組織として対応にあたる。
- (3)いじめられた生徒に対しては、定期的な面談を実施し、心のケアや支援を行う。
- (4)いじめる生徒には、行為の善悪をしっかり理解させると共に、心のケアや支援も行う。
- (5)いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

5 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為と認められる場合や、いじめの解決に向けて状況が変わらない場合には、警察・児童相談所・市役所・医療機関等に相談し協力を求めます。

6 いじめ防止等のための校内組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下のような組織を設置し、その組織を中心となり、教職員全体で共通理解を図ります。また、学校以外の地域や家庭などとも連携し、総合的ないじめ対策を行います。

(1) 「<定例>校内いじめ対策委員会(運営委員会)」

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任

目的：週1回、生徒指導上の問題などとともに、いじめに関する情報や指導

経過についての報告・検討をし、認知や対策について話し合う。

(2) 「いじめ等に関する共通理解のための情報交換会(職員会議・全体打ち合わせ)」

構成員：全職員

目的：いじめの現状や指導経過等について、情報交換し、全職員で理解する。

(3) 「<緊急>校内いじめ対策委員会」

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラー等（必要な場合は全職員）

目的：いじめに対して適切かつ早急な対応を行うために、緊急に招集する。

7 重大事態への対応

重大事態とは、次のようなものを指し、発生した際には、管理職が、速やかに袋井市教育委員会に報告します。また、学校は、重大事態に対して、(1)～(4)のような対応をします。なお、学校主体の調査では、必ずしも十分ではない場合には、教育委員会が中心となり、「袋井市いじめ問題専門委員会」を設置し調査を実施します。

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続している場合などは、迅速に調査に着手)
- ③「生徒や保護者からいじめで重大事態に至ったという申し立てがあった時」

(1) 当該事案に対する組織の設置(<緊急>校内いじめ対策委員会が母体となる)

(2) 設置した組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切に図る。

(3) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(4) 調査結果を、袋井市教育委員会に報告し、袋井市教育委員会は市長に報告する。

8 いじめ解消の判断

面談などによって本人が「いじめは解消した。」と判断した後、少なくとも3ヶ月は、定期的に声を掛け、継続して見守ります。そして、3ヶ月間、いじめの行為がないと確認できた場合に、「いじめは解消された」と判断します。また、「解消された」と判断した後も、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。